

社団法人日本建築学会東北支部山形支所規約

平成 25 年 3 月 21 日改正

第 1 条 この支所は日本建築学会東北支部山形支所という。

第 2 条 この支所の事務所は東北芸術工科大学内に置く。

第 3 条 この支所は山形県在住の日本建築学会の会員をもって構成し、この会の定款、同一般規則及び東北支部規程の定める所に従い、支部の補助機関として地域的に必要な事業を行い、広くこの会の使命の達成に協力することをもって目的とする。

第 4 条 この支所には、次の役員を置く。

支所長 1 名

幹 事 若干名

第 5 条 支所長は山形県に在住の支部正会員中より、支部役員会の承認を得て支部長が委嘱する。

また、幹事は支所長が選出する。常任幹事は支所長が幹事会の承認を得て指名する。

第 6 条 支所長及び監事の任期は 2 年とし、4 月に始まり翌年 3 月までとする。但し、留任を妨げない。補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 7 条 本支所には顧問をおくことができる。

第 8 条 この支所の運営のために役員会を開催する。また役員会において必要と認めるときは、総会を開くことができる。

役員会をもって、この支所の議決執行機関とする。

役員会は、支所長および幹事をもって構成する。

第 9 条 役員会は支所長が必要と認めるとき招集して開く。

第 10 条 役員会の議決は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長はこれを決する。

第 11 条 この支所の経費は次の収入で支弁する。

(1) 支部よりの交付金

(2) 寄付金

第 12 条 この支所の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 13 条 この支所の収支予算・収支決算は支部常議員会の承認を経なければならない。

支所は毎年 2 月 15 日までに、次年度の収支予算を、また、毎年 4 月 15 日までに前年度の事業ならびに収支決算報告書を支部に提出しなければならない。

第 14 条 この規約を変更する場合には、支部の承認を得なければならない。

第 15 条 支所長は、支部の常議員会に出席して意見を述べることができる。